

償却資産申告書へのマイナンバー(個人番号)及び法人番号の記載について

1 マイナンバー(個人番号)及び法人番号の記載について

申告の手引きP. 8～10(償却資産申告書の書き方)をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。

2 本人確認について

マイナンバー(個人番号)を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施いたします。つきましては、申告書をご提出いただく際に以下の(1)又は(2)の本人確認書類を、職員にご提示いただくか、写し(コピー)を申告書に添付していただくようお願いいたします。

※ 法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認書類は不要です。

(1) 本人が申告書を提出する場合

	番号確認書類	身元確認書類
窓口・郵送	・個人番号カード(裏面)	・個人番号カード(表面)
	・住民票(個人番号が記載されたもの) 等	・運転免許証 ・パスポート 等
電子申告(eL TAX) : 電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認書類の添付は不要です。		

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認書類となります。

※個人番号カードは、通知カードとともに送付される申請書を郵送するなどして、平成28年1月以降、交付を受けることができます。

(2) 代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認書類	代理人の身元確認書類	代理権確認書類
窓口・郵送	・本人の個人番号カード(裏面) ・本人の住民票(個人番号が記載されたもの) 等	・代理人の個人番号カード(表面) ・代理人の運転免許証 ・代理人のパスポート ・代理人の税理士証票 等	・税務代理権限証書 ・委任状 等
	電子申告(eL TAX) : 電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認書類の添付は不要です。		

※上記以外の確認書類については、太宰府市税務課までお問い合わせください。

※代理権確認書類については、写し(コピー)ではなく原本の添付をお願いします。